

国立大学法人横浜国立大学における保有個人情報の開示・訂正・利用停止の
決定等に係る審査基準

平成17年3月31日
学 長 裁 定

最近改正 平成29年5月30日

国立大学法人横浜国立大学（以下「本学」という。）における保有個人情報の開示・訂正・利用停止の決定等にあたっては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）の定めによるほか、この審査基準によるものとする。

I 開示

本学が保有する自己を本人とする保有個人情報（法第2条第9項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）及び法第44条の2第3項に規定する削除情報に該当するものを除く。次項において同じ。）の開示請求があった場合において、開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる法第14条各号に規定する情報（不開示情報）のいずれかが含まれているときは、当該情報が含まれている部分を除き、開示請求者に当該保有個人情報を開示するものとする。

- 1 開示請求者（未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人。以下同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第14条第1号）

（不開示となることがあると考えられるものの例）

(1) 健康診断・カウンセリングの記録（開示することにより本人の心身状況に悪影響を及ぼすおそれがある場合に限る）

(2) 本人の法定代理人から当該本人に関する保有個人情報の開示を求められた場合で、当該本人に対する児童虐待及び当該本人が同居する家庭における配偶者からの暴力のおそれがあるとき。

イ 児童虐待のおそれの例

保護者からの児童虐待を理由に子どもが親元から離れて転校している場合で、加害者である保護者が子どもの居所を知らないとき。

ロ 配偶者からの暴力の例

配偶者からの暴力により、被害者や被害者と同居する未成年の子どもに対し接近禁止命令が発令された場合で、配偶者からの暴力を理由に被害者が転出したことに伴い、被害者と同居する子どもが転校し、加害者が子どもの居所を知らないとき。

〈注〉不開示となるのは、開示することにより、深刻な問題を引き起こす可能性がある

る場合であることに十分留意するものとする。

2 開示請求者以外の個人に関する情報（法第14条第2号）

開示請求者以外の個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益（名誉、感情などを含む。）を害するおそれがあるもの。

（不開示と考えられるものの例）

- (1) 役員・教職員・学生の自宅住所・電話番号等
- (2) 人事選考関係資料（氏名・履歴等）
- (3) 健康診断・カウンセリングの記録
- (4) 懲戒処分関係情報（氏名、個人が特定できる懲戒内容等）
- (5) 学生個人に関する情報（学籍（休・退学等を含む。）、成績、教育・生活相談等の記録、卒業後の就職先等）
- (6) 合否判定資料
- (7) 学生指導関係文書
- (8) 反省文
- (9) 進路指導関係文書（本人アンケート、面接メモ等）
- (10) 卒業論文、修士論文

ただし、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、次の情報は開示するものとする。

- イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等であり、その職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（開示と考えられるものの例）

（イの例）

- (1) 研究者総覧
- (2) 勲章・褒章受章者名簿

（ロの例）

医薬品の安全性等の研究に携わった研究者の個人情報で公にすることが必要と認められるもの

（ハの例）

文書に付された係長級以上の職名及び氏名

3 法人等情報（法第14条第3号）

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報で、次に掲げるもの。

- イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ロ 本学の要請を受けて、開示しないという条件で任意に提供されたもので、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているもの、また、開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（不開示と考えられるものの例）

（イの例）

(1) 「民間等との共同研究」等に関し相手方から提供された情報

(2) 工事請負者施工成績一覧

（ロの例）

企画立案の資料、アンケートの回答等で公にしないとの条件が付けられたもの

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報は、開示するものとする。

4 審議検討等情報（法第14条第4号）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、次に掲げるもの。

- イ 開示することにより、素直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
- ロ 開示することにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの
- ハ 開示することにより、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるもの

〈注〉「不当に」という限定が付されていることに十分留意するものとする。

（不開示と考えられるものの例）

（イの例）

(1) 報告、答申等で現在検討・審議中のものの記録

(2) 学部、学科等改組で現在検討中のものの記録

(3) 人事選考（採用、昇任等）の記録

(4) 委員会・会議資料で上記要件に該当するもの

(ロの例)

入試制度改革素案（出題科目変更案等）

(ハの例)

- (1) キャンパス移転候補地リスト（地方公共団体との交換文書等）
- (2) 機種選定や仕様策定に係る検討記録

5 事務・事業支障情報（法第14条第5号）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務・事業情報のうち、開示することにより次に掲げるおそれのあるもの及びその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの。

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法・不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

〈注〉「おそれ」や「支障」は、抽象的、名目的なものでは足りず、実質的に法的な保護に値する程度のものでなければならないことに十分留意するものとする。

(不開示と考えられるものの例)

(ロの例)

- (1) 麻薬、毒物、劇物、核燃料物質、放射性同位元素、危険動物、遺伝子組換え実験試料等の毒性、危険性、病原性等の強い物質の受払い及び保管に関する情報
- (2) ID、パスワード等のネットワークセキュリティ関係情報

(ハの例)

- (1) 学部入試、推薦入試、大学院入試等の出題者名簿
- (2) 入試制度改革関係資料

(ニの例)

- (1) 入札前の予定価格、積算内訳書等
 - (2) 本学が当事者となっている訴訟に関する資料
- (ホの例)
- 科学研究費補助金研究計画調書で採択前のもの又は不採択のもの
- (への例)

- (1) 人事異動原案
 - (2) 人事選考（採用、昇任等）関係資料
 - (3) 勤務評定関係記録
- (その他不開示となることがありうると考えられるものの例)
- (1) 合否判定資料
 - (2) 内申書の所見欄及び受験者に係る推薦書
 - (3) 指導要録
 - (4) 同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の求めがあり、事実上問い合わせ窓口が占領されることによって他の問い合わせ対応業務が立ち行かなくなった場合

II 訂正

本学に、本学が保有する自己を本人とする保有個人情報（法第27条第1項各号に掲げる開示を受けた保有個人情報に限る。以下同じ。）の訂正（追加、削除を含む。以下同じ。）の請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報を訂正するものとする。ただし、次に掲げる場合及び当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められている場合を除く。

イ 利用目的から見て訂正が必要でない場合又は誤りである旨の指摘が正しくない場合

ロ 請求内容に理由があるかどうかを判断するために適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合

(訂正をしないと考えられるものの例)

(イの例)

- (1) 訂正の対象が事実でなく評価・判断に関する情報である場合（ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実当たる）
- (2) 過去の事実を記録することが利用目的であるものについて、現在の事実に基づいて訂正することを請求された場合

III 利用停止

本学に、本学が保有する自己を本人とする保有個人情報の利用停止（消去又は提

供の停止を含む。以下同じ。) 請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、本学における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするものとする。ただし、次に掲げる場合及び当該保有個人情報の利用停止に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められている場合を除く。

(利用停止をしないと考えられるものの例)

- (1) 請求内容が、法の規定違反を是正するための必要な限度を超えている場合
- (2) 法の規定違反である旨の指摘が正しくない場合
- (3) 当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (4) 利用停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (5) 第三者への提供停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

※上記(1)、(2)に掲げる法の規定違反とは、次に掲げる場合とする。

- 1 法第3条第2項の規定に違反して保有されている場合
いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有しているとき。
- 2 法第5条の規定に違反して取得されたものである場合
偽りその他不正の手段により取得されたものであるとき。
例：暴行、脅迫等の手段により取得した場合、個人情報の取得について定めた個別法規に違反して取得した場合等
- 3 法第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用又は提供されている場合
イ 利用目的以外の目的で利用又は提供しているとき。
ロ 本人の同意がなく、利用又は提供しているとき。
ハ 本人以外の者に提供しているとき。
ニ 法令の定める業務の遂行に必要な限度を超えて利用している場合であって、利用することについて相当な理由のないとき。
ホ 行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務若しくは業務の遂行に必要な限度を超えて提供に係る個人情報を利用している場合であって、当該個人情報を利用することについて相当な理由のないとき。
へ 統計の作成又は学術研究の目的以外の目的のために保有個人情報を提供しているとき。
ト 本人以外の者に提供している保有個人情報が本人の利益になっていないとき。

4 利用目的以外の目的のために利用又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるとき。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成29年5月30日から実施する。